

形質変更時要届出区域における区域の分類

区域の分類	定義	汚染状態に関する基準	健康被害が生ずるおそれの基準	土壌汚染状況調査の省略を行った場合にみなされる汚染状態	帯水層へ汚染拡散を招かない施行方法	下位帯水層へ汚染拡散を招かない施行方法	
要措置区域 (参考)	人の健康被害に係る被害を防止するために汚染の除去等の措置を講じることが必要な区域	不適合	該当 (おそれあり)	第二溶出量基準不適合 土壌含有量基準不適合	規則第 43 条第 2 号及び第 3 号 + 平成 23 年環告第 53 号	平成 23 年環告第 53 号の第 4	
形質変更時要届出区域	一般管理区域	人為的な特定有害物質により汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域	不適合	非該当 (おそれなし)	第二溶出量基準不適合 土壌含有量基準不適合	規則第 53 条第 2 号適用 規則第 50 条第 1 項 + 平成 23 年環告第 53 号	平成 23 年環告第 53 号の第 4
	埋立地管理区域	都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業専用地域内にある土地であって公有水面埋立法(大正 10 年法律第 57 号)による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成されたものに掲げる土地以外の土地であって当該土地又はその周辺の土地にある地下水の利用状況その他の状況が工業専用地域内にある土地と同等以上に将来にわたり地下水の飲用利用等に係る要件(規則第 30 号各号)に該当しないと認められるものであり、かつ、公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成されたもの	不適合	非該当 (おそれなし)	第二溶出量基準不適合 土壌含有量基準不適合	平成 23 年環告 54 号の第 1 の方法で施行することにより規則第 53 条第 2 号の適用除外	平成 23 年環告第 54 号の第 2
	自然由来特例区域	形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来すると認められるもの(当該土地の土壌の第二種特定有害物質(シアン化合物を除く。))による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合するものに限る。)	不適合	非該当 (おそれなし)	土壌溶出量基準不適合 土壌含有量基準不適合	規則第 53 条第 2 号の適用除外	平成 23 年環告第 53 号第 4 に準じる
	埋立地特例区域	昭和 52 年 3 月 15 日以降に公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地(廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)であり、かつ、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら当該造成時の水面埋立て用材料に由来すると認められるもの(当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合するものに限る。)	不適合	非該当 (おそれなし)	土壌溶出量基準不適合 土壌含有量基準不適合	規則第 53 条第 2 号の適用除外	平成 23 年環告第 53 号第 4 に準じる

注)「規則」は「土壌汚染対策法施行規則(平成 14 年環境省令第 29 号)」、「環告」は「環境省告示」を表します。